

## 私立専修学校教育振興費補助金取扱要領

平成16年11月15日

16生文私振第787号

### 第1 趣旨

この取扱要領は、私立専修学校教育振興費補助金交付要綱（昭和59年10月23日付総学一第326号総務局長決定。以下「要綱」という。）に関する細目を定めるものとする。

### 第2 補助金の算定

1 補助金の額の算定については、要綱第6により算定し、要綱第6-2の(2)特別補助の家計状況の理由によるものは、前年度の減免額又は支給額の3分の2の額として、また、家計状況の急変の理由によるものは、前年度の減免額又は支給額の10分の10の額として算定する。

なお、家計状況の急変に該当する場合とは、下記に掲げる要件をすべて満たす場合とする。

- (1) 主たる家計支持者の失職、倒産、破産、離別、死亡等の事由により、修学の継続が困難な状況にあること。
- (2) 家計状況の急変が発生した時点からおおむね1年以内であること（ただし入学手続以降であること。）。
- (3) 家計状況の急変を証する資料（写し）があること。

2 1によって算出した学校ごとの補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

### 第3 交付申請書等

要綱第8に規定する別に定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、国が運営するjGrantsにより申請する場合は、(2)及び(3)の提出を省略することができる。

- (1) 私立専修学校教育振興費補助金に係る補助金希望の有無及び生徒数についての調査
- (2) 印鑑証明書
- (3) 支払金口座振替依頼書
- (4) その他知事の指定する書類

### 第4 関係書類の整備

要綱第13に規定する帳簿とは、次の要件を備えたものとする。

- (1) 学校の運営に係るすべての収入及び支出を記載したものであること。
- (2) 複数の課程を有する専修学校においては、課程ごとに区分したものであること。

(3) 補助対象経費が明確になるように区分したものであること。

附 則

この要領は、平成16年11月15日から施行する。

附 則 (21生文私振第806号)

この要領は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則 (3生私振第520号)

この要領は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則 (7生私振第407号)

この要領は、令和7年度の補助金から適用する。